

～山大医学部・附属病院教職員の生活と権利をまもる～

のんた News

No.64 2025 年 9 月 11 日 発行

山口大学教職員組合小串分会

★小串分会事務所:総合研究棟C1 階 104 号室

E-mail: kbunkai@yamaguchi.ac.jp

内線 2909 TEL:0836-22-2909(FAX 兼)

★組合本部事務所:山口市吉田 内線 5034

E-mail: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

医学部長・附属病院長等との懇談会報告

7 月 18 日（金）に、医学部長・附属病院長等との懇談会を行いました（医学部本館第2会議室、1400-15:00）。

医学部・附属病院からの出席は、田邊医学部長、松永附属病院長、藤井看護部長、足立事務部次長ほか 6 名の計 10 名、組合は、石村小串分会世話人、三原委員長、桑畑・滝野両副委員長、鴨崎参与に加え、今年度も山口県医労連の

梶山書記長に同席いただき他含め計 7 名が出席しました。（懇談会に先立って、6/21 医学部へ資料を請求し、7/15 に回答一式を受領しました。懇談会での話題・要望については、組合員の意見も踏まえ 7/5 に医学部へ提出しました。

＊話題は下記の通り



1. 時間外労働の縮減
2. 年次有給休暇・特別有給休暇の取得促進
3. 看護職員・医療職員の労働条件・労働環境の改善
4. 任期付き職員制度の見直し
5. 教員の業績評価給制度
6. 医学部附属病院の財政状況
7. 各種ハラスメントへの対応

今回も、医学部・附属病院と組合とそれぞれの立場から、現在の取り組みや問題点、今後の課題についてさまざま意見交換を行いました。以下おもな質疑応答をご報告します。

～冒頭で三原委員長より、懇談会開催および資料準備へのお礼と、医学部・附属病院の地域医療への貢献に対し地域住民のひとりとして謝辞を述べました～

1. 時間外労働の縮減

Q. (組合) 2023 年度と比較して時間外労働が減っているところと増えているところ、部署でのばらつきの発生理由は。

A. (藤井看護部長) 病棟患者の重症度や、看護士の配置人数などが直接影響しているものと思われる。手術部が減ったのは、時差出勤を取り入れたり、業務の工夫など改善をおこなったため。



Q. (組合) 時間外労働全体が前年度より全体的に減っているのは労働改善でのことなのか。

A. (看護部長) 常日頃から工夫するようにしている。

A. (松永附属病院長) 委員会活動の回数や構成員を減らしたり、時間も原則 30 分以内、Web システムの活用など工夫を行ったことも効果があったかもしれない。

(組合) 一方で増えている部署もあるので今後引き続きご努力をお願いしたい。

●特別条項の申請

Q. (組合) 2023 年度と比べ申請が非常に増えているが (回答データ 23 年度: 総計 1,618 時間 → 24 年度総計 2,200 時間) なぜか。

A. (足立事務部次長) 2024 年 4 月から実施している働き方改革への対応が新たに業務として増えている。勤務時間を新たなシステムを使いデータを拾えるようにしたが、その集計や分析が新たに発



生した。

Q. (組合) 働き方改革で改革をするために逆に増えているということか。

A. (事務部次長) 過渡期で一時的なもの

A. (附属病院長) 昨年度の病院機能評価への対応もあるのではと思う。

●補足質問

Q. (組合) 教員と診療助教について増えている理由があればうかがいたい。

A. (事務部次長) 働き方改革ガイドラインを改訂し、業務と自己研鑽の考え方を整備したことにより、今まで自己研鑽として超勤申請されなかったものが、新たに時間外勤務として申請され増加したと分析している。

2. 年次有給休暇・特別有給休暇の取得促進

Q. (組合) 5 日未満の方が多数発生している理由は。(労基法第 39 条 7 項および同 120 条違反は、1 人につき 30 万円以下の罰金適用の可能性あり)

A. (事務部次長) 10 月以降の採用者は、5 日取得義務が外れるため、中途採用職員が数字に上がっている。会議でも、5 日間取るよう職員に周知を行っている。



Q. (組合) 事務職員の取得平均が 23 年度に比べて 5 日増なのは呼びかけの効果なのか。
(回答データ: 23 年度 11.9 日 → 24 年度 16.6 日)

A. (事務部次長) はい。

●補足質問「2024 年度労基署立ち入り検査の件」

Q. (組合) 昨年 9 月、小串・医学部附属病院事業場へ宇部の労働基準監督署から指導が入った件、対応状況、改善状況についてうかがいたい。

A. (藤田総務課長) 超過労働の件については、実態のログを確認するなどし要因を調べ労基署には回答している。薬剤部の件もヒアリングやログの確認もおこない賃金の差額分はお支払いした。すべて労基署へ回答・報告している。

3. 看護職員等の労働条件・労働環境の改善

Q. (組合) 看護部「適切な労働時間管理のためのガイドライン」について、最近で訂正・補強したところがあればうかがいたい。

A. (藤井看護部長) 過去 2 年間にわたって大きく修正したところはない。今後、見直しは考えている。

Q. (組合) 「休憩時間が取れない」「人が足りてなくて仕事がうまく回らない」等、さまざま声がある。

実際に運用に問題はないか意識的に看護部としても把握し、改善に努めてほしい。

A. (看護部長) はい。

●「自己研鑽」について

Q. (組合) 看護部ガイドラインの「自己研鑽」について、(実際の) 時間はどれほどなのか。

A. (看護部長) 時間自体は申請させていないが、業務に関わる研鑽は常に業務時間内にするようにしているので申請したうちに入る

Q. (組合) ガイドラインでは、月 1 回 1 時間研鑽できるとされており、超過した場合には自己研鑽という話になるようだ。取り扱いが違うのでは。

A. (藤井看護部長) 認めているのは業務上必要な学習会等で、自分の勉強のためのものは 1 時間に止める等していないため、時間の中には入っていない



Q. (組合) 1 時間以内は業務上必要な研鑽で、1 時間超えると自己研鑽だと言われると変だと感じる。

A. (看護部長) 例えば部署でこの専門的知識が必要なので勉強をという場合は、1 時間以内に収まるよう実施してくださいと、全体でのものに関しては、決めた時間内で、時間に関係なく指示している。



(組合) その辺り厳格にしたほうがよいのでは。

●補足事項「年末年始手当について」

(組合) 年末年始手当は「1 回 1000 円」だが、県内でも数千円から 1 万円近い手当を出している病院もある。財政状況もあるだろうが、多少なりとも増額を引き続きの検討課題にしていきたい

4. 任期付き職員制度の見直し

Q. (組合) この制度について基本、廃止と考える。4 年前から更新希望者全員が任用更新という状態が続いている。

A. (事務部次長) 昨年の懇談を受けて、他の国立大学病院の状況等も調査した。28 大学から回答があり、うち任期付き制度導入が半々(53%)の状況だった。各大学メリット・デメリットを上げていた。質の高い働き方がなかなかできない職員が増え現場の負担が大きくなるとの話もあった。改善事項があれば面談を丁寧におこなうなどして、極力、



任用更新から漏れないよう指導していきたいと考えている。

- A. (附属病院長) 全国病院長会議で他大学の病院長と話したが、傾向としては東京・大阪など都市部の大規模な病院では任用を見直す動きが少し進んでいるようだ。ただ質高い働き方ができない職員の問題は話が合ったと記憶している。また都会と地方では状況が違う部分もある。

Q. (組合) 一応、選考をクリアして入職。質高い働き方ができない職員が出てくるとの元々の想定は。

- A. (附属病院長) もちろん想定していない。

- A. (看護部長) 学校で学んだ時代と実際の臨床の場では異なるので、経験を重ねた上で、きちんと実践能力を評価するということは大事にしている。毎年面談を行い、能力に応じたラダーに属するようにと指導しており、そのような客観的な評価も、年度ごとにきちんと見直しながらやっている

Q. (組合) それと任期付き制度を継続することと、並行しておこなうということか。

- A. (看護部長) 最初から 3 年後にまた違うキャリアを考えている職員もいる。3 年経って7割程度の職員が残っている計算なので。

Q. (組合) 運用上の問題があるとしても、制度の枠組みとして外してほしいというのが基本的な考え。引き続き検討課題ということでぜひお願いしたい。

- A. (附属病院長) 承知しました。

5. 教員の業績評価給制度

Q. (組合) 2023 年度と比べ緩和されたようだが、まだ職位が高い方が高い評価を取る傾向が残っているように見える。発生する理由をうかがいたい。

- A. (田邊医学部長) (評価表の) 点数のままでは職位が高いほど点が高くなるため、補正する点を出している。たとえば「研究」は、助



教・助手の方へ実際に手を動かしておられるので高い割合をつけ、対して「大学の管理運営」は低く評価する等している。可能な限り実際の現場の働きを高く評価する、その結果である。

- A. (附属病院長) 学内の委員会等にも若手に参加いただくような機会を以前より増やしている。そして幅広い職種の方々が、職位に応じた中心的なところでしっかりとポイントを稼ぐことができるよう補正をしている

(組合) できるだけ公平な仕組みを整える方向で今後も色々検討いただきたい・

6. 医学部附属病院の財政状況

(資料請求リストにはなかったものの話題に挙げていたため、財政に関する詳しい資料を提供いただきました)

7. 各種ハラスメントへの対応

Q. (組合) ハラスメント問題への構えなど聞かせていただきたい。

- A. (医学部長) 一番大きいところは、やはり予防・早期の対応ということだと考える。

- A. (西村副課長) 去年の懇談で、組合から相談窓口の案内があったほうがいいとの話があり、職員向けの各種相談窓口というホームページを作りアナウンスしている。

- A. (附属病院長) 医学部・附属病院の理念として、第 2 項に「個性や価値観を尊重し、安心して能力を発揮できる職場環境を創る」と、医療の安全を全職員が互いに尊重しあって確保するんだということを入れた。大学病院だと全国初かもしれない。一番な取り組みだと思っている。



おわりに

(組合) 各項目にわたって率直な意見交換をありがとうございました。今後さらに改善に向けて引き続きよろしくお願いします。

以上、懇談会報告でした。

ご意見・ご感想はこちらまで →

よろしく
お願いします!

→



（組合員限定）2025 年補助企画をおこないます♪

今年も組合員さん対象の補助企画をおこないます。

補助対象は、「2025 年度駐車場料金」、「各種検診」「感染症対策補助」に加えて、価格高騰中の「お米🍚」を追加しました！（補助上限 3,000 円）詳しくは、配布ちらしをご覧ください。

「医労連共済」にぜひご加入を！ ～組合の助け合い制度～

「医労連共済」は、日本医労連の組合員の助け合い運動のひとつで、病気やまさかの事故にそなえる保障制度を、みんなで支えあってつくってゆく共済です。利益を目的としない助け合い運動なので、安い掛金で大きな保障が実現できています。加入対象は、医労連に加盟している労働組合の組合員であること（山口大学教職員組合は加盟しています）で、組合員とその家族（2 親等まで）が加入できます。



たとえば、月掛金 3,000 円の場合

＜おすすめ「セット共済」のご案内＞

生命共済+医療共済+交通災害共済の3つを

セットにした共済 ※それぞれ単独加入も可

ポイント「入院1日目から保障、手厚い休業給付！」

*休業給付とは、医師の診断で、5日以上仕事を休んだ場合に1日目から給付されます。入院や手術をとまなう病気でなくとも支給対象となるととても手厚く心強い給付です。たとえば、インフルエンザや交通事故、心の病も対象になります。

（セット 7 型+医療共済 16 口）

（入院）1 万円/日

（休業）5,000 円/日

（死亡）100 万円

詳しい資料・説明を希望される方は、お気軽に組合事務所までご連絡（メール）ください！

「中国労働金庫」からのご案内

※労金のご利用は組合員メンバー特典のひとつです

自分らしく生きる
女性を応援！

未来のあなたのために「積立投資」をはじめませんか？

資産形成に取り組む女性を
サポートしたい！
という思いから生まれた
特別な定期預金。

女性応援
ろうきん Raseek
定期預金



ろうきんは、
ピンクリボン運動を
応援しています。
くわしくはこちらから▶



積立型投資信託をご契約の方だけ

特別
金利

年 1.20%

ご利用
いただける方

お預入
期間 1年

以下をいずれも満たしている女性のお客さま

①投資信託を月額5,000円以上、積立によりご購入いただいている方
②会員の間接構成員の方、または会員間接構成員の2親等以内の方

お預入
金額

300万円以内

（お一人さま1回の
お預入れに限ります）

満期後の
取扱

自動解約

（指定預金口座に振替）

※定期預金のお預入れは窓口をご利用ください。 ※ATMおよびインターネットバンキングによるお取引は上乗せ金利の対象となりません。 ※色の特別金利商品との併用はできません。

※適用金利は当初お預入れの満期日まで適用いたします。なお、市場金利の変動等により、変更する場合があります。 ※2013 年 1 月 1 日～2017 年 12 月 31 日までに受取る利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。 ※中途解約の場合、当金庫が定める約定期間に応じた中途解約利率を適用します。 ※本預金は預金保険の対象であり、関係法の範囲内で保護されます。 ※くわしい説明書が必要の方は店舗へお申し出ください。

投資信託に
ついてはこちらから
ご確認ください。



R 中国ろうきん
(2025年9月1日現在)

くわしいお問合せ・
ご相談は

中国労働金庫 宇部支店
0836-31-2820

フィッシング詐欺などの
金融犯罪にご注意ください！

くわしくは(ろうきん)ホームページでご確認ください

